

□ 年金受給権消滅届書 □ 支払未済給付請求書

※ 年金受給権者の受給権が消滅した場合、または死亡による消滅により支払未済給付の請求をする場合に提出してください。

年金証書記号番号	86	_____
----------	----	-------

フリガナ		性別	生年月日
年金受給権者氏名		男・女	明治・大正 昭和・平成 年月日
年金受給権が 消滅した日	平成年月日	消滅事由	死亡・婚姻・離縁・その他

○支払未済給付の請求をする場合は、以下の事項も記入してください。

フリガナ	受給権者との続柄		
請求者氏名	配偶者・子・父母・孫・祖父母 その他()		
生年月日			
フリガナ	〒 都道府県 市・区 郡		
支払未済給付 の受取機関 <small>金融機関・郵便局のいずれか一方に記入し、年金受取機関から確認印を受けてください</small>	金融機関名	本店(所) 支店(所)	口座番号(右詰)
	金融機関コード	店舗コード	
郵便局	ゆうちょ銀行	通帳記号(左詰)	通帳番号(右詰)

年金受取機関
の確認印

確認印を受けない場合は通帳の写しを添付してください

上記のとおり、届け出または請求します。

なお、年金受給権者の口座に死亡後に入金された支給分がある場合、その支給分を支払未済給付に充てることに同意します。

全国市町村職員共済組合連合会 理事長 様

平成 年 月 日

届出者(請求者) 氏名

印

電話番号 () —

※ 支払未済給付の支給を受けることができる者は、死亡した受給権者と生計を同じくしていた遺族となり、遺族の順位は、「配偶者及び子」「父母」「孫」「祖父母」となります。
支給を受けることができる遺族がない場合は、死亡者の相続人がその支給を受けることができます。

※ 死くなった年金受給権者に未払い分の年金がない場合は、この届書の提出を省略することができます。
ただし、年金受給権者の死亡について、共済組合において住民基本台帳ネットワークシステムにて確認できない場合は、この届書の提出が必要です。

※ 以下の書類を添付してください。

- ・受給権が消滅した年金受給権者の年金証書
- ・受給権が消滅したことを確認できる書類(例:死亡診断書、戸籍抄本等)
- ・遺族が支払未済給付の請求をする場合は、死亡した年金受給権者と請求者との続柄が確認できる書類(例:戸籍抄本等)
- ・相続人が支払未済給付の請求をする場合は、死亡した年金受給権者の相続人であることを証明する書類
- ・支払未済給付の受取機関の確認印(様式内)または預金通帳の写し

共済組合受付印